

特定化学物質健康診断（特定化学物質等障害予防規則第39条）

特定化学物質を製造もしくは取り扱う業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当核業務への配置換えの際及びその後6月以内（胸部X線直接撮影による検査は1年以内）ごとに1回定期に実施しなければなりません。又在職労働者で、過去に特定化学物質を製造もしくは取り扱う業務に常時従事させたことのある者に対しても同様の健康診断を実施しなければなりません。

特定化学物質健康診断項目

健康診断項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	Aa	Ab	Ac	Ad	Ae
業務の経歴の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業条件の調査																	○														
既往歴の有無の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自覚症状の有無の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
皮膚所見の有無の調査			○	○	○	○								○											○	○		○		○	
鼻腔の所見の有無の調査														○											○						
カドミウム黄色環の有無の調査													○																		
肝または脾の腫大有無の調査										○																					
握力の測定																													○		
血圧の測定																○								○				○			
肺活量の測定				○												○															
胸部X線直接撮影			△	○	△			△		△				△											△	○					
尿中蛋白の検査													○		○						○	○	○	○						○	○
尿中糖の検査																												○			
尿中ウロビリノーゲンの検査			○								○	○					○								○			○		○	
尿中潜血の検査																					○										
尿沈渣検鏡の検査	○										○																				
マンデル酸									○													○									
トリクロロ酢酸																							○								
総三塩化物																								○							
赤血球数																									○			○			
白血球数																												○			
GOT、GP、ALP等肝機能検査										○					○			○	△				○	○							
血清インジウム								○																							
血清KL-6								○																							

※ 特定化学物質健康診断項目のアルファベットは、下記の物質別グループ一覧を確認して下さい。
 ※ ○印は該当するもの。△印は一定条件のもとに該当するもの。

特定化学物質別グループ名一覧表

物質名（製造禁止物質）	グループ	物質名（第2類物質）	グループ
ベンジジン（塩）	A	アクリルアミド	F
4-アミノジフェニル（塩）	A	アクリロニトリル	G
4-ニトロジフェニル（塩）	A	アルキル水銀化合物	F
ビス（クロロメチル）エーテル	B	インジウム（化合物）	H
ベータ - ナフチルアミン（塩）	A	エチルベンゼンエチレンイミン	I
		エチレンイミン	F
		エチレンオキシド	※
物質名（第1類物質）	グループ		
ジクロルベンジジン（塩）	A	塩化ビニル	J
アルファ - ナフチルアミン（塩）	A	塩素	G
塩素化ビフェニル（PCB）	C	オーラミン	K
オルト - トリジン（塩）	A	オルト - フタロジニトリル	L
ジアニシジン（塩）	A	カドミウム（化合物）	M
ベリリウム（化合物）	D	クロム酸（塩）、重クロム酸（塩）	N
ベンゾトリクロリド	E	クロロホルム	O
		クロロメチルメチルエーテル	B
		五酸化バナジウム	P
		コバルト（無機化合物）	G
		コールタール	E
		酸化プロピレン	F
		シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム	Q
		四塩化炭素	O
		1, 4-ジオキサン	O
		1, 2-ジクロロエタン	O
		3, 3-ジクロロ-4, 4' ジアミノジフェニルメタン	R
		ジクロロメタン、1, 2-ジクロロプロパン	R
		ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト	S
		1, 1-ジメチルヒドラジン	G
		臭化メチル	F
		水銀（無機化合物）	T
		スチレン	U
		1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	O
		テトラクロロエチレン	V
		トリクロロエチレン	W
		トリレンジイソシアネート	F
		ニッケル化合物（粉状）	N
		ニッケルカルボニル	B
		ニトログリコール	X
		パラ - ジメチルアミノアゾベンゼン	A
		パラ - ニトロクロルベンゼン	L
		砒素（化合物）	Y
		弗化水素	C
		ベータ - プロピオラクトン	Z
		ベンゼン	A a
		ペンタクロルフェノール（塩）	A b
		ホルムアルデヒド	※
		マゼンタ	A
		マンガン（化合物）	A c
		メチルイソブチルケトン	A d
		沃化メチル	F
		硫化水素	G
		硫酸ジメチル	A e

※エチレンオキシドとホルムアルデヒドにつきましては、特定化学物質障害予防規則に基づく特殊健康診断を行う必要はありませんが、労働安全衛生規則第45条に基づく特定業務従事者健康診断を、配置換え時及びその後6ヶ月以内ごとに1回行わなければなりません。